



最近の男女共同参画の動きについて

- (1) 男女共同参画の現状
- (2) 女性の経済的自立
- (3) 女性に対する暴力
- (4) 女性活躍・男女共同参画の重点方針2021(女性の登用目標の達成)

内閣府男女共同参画局

令和3年11月9日(火)

ジェンダー・ギャップ指数 (GGI) 2021年

- ・スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」(ダボス会議)が公表。男性に対する女性の割合(女性の数値/男性の数値)を示しており、**0が完全不平等、1が完全平等**。
- ・**日本は156か国中120位。「教育」と「健康」の値は世界トップクラスだが、「政治」と「経済」の値が低い。**

● **アイスランド(0.892)**
1位/156か国

◆ **日本(0.656)**
120位/156か国

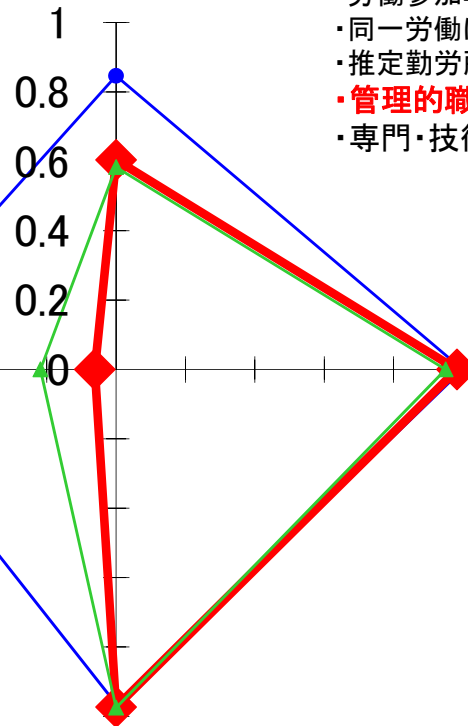
▲ **平均(0.677)**

政治参画(0.061)

- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における
行政府の長の在任年数の男女比

経済参画(0.604)

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働における賃金の男女格差
- ・推定勤労所得の男女比
- ・**管理的職業従事者の男女比**
- ・専門・技術者の男女比



健康(0.973)

- ・出生児性比
- ・健康寿命の男女比

教育(0.983)

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就学率の男女比
- ・中等教育就学率の男女比
- ・高等教育就学率の男女比

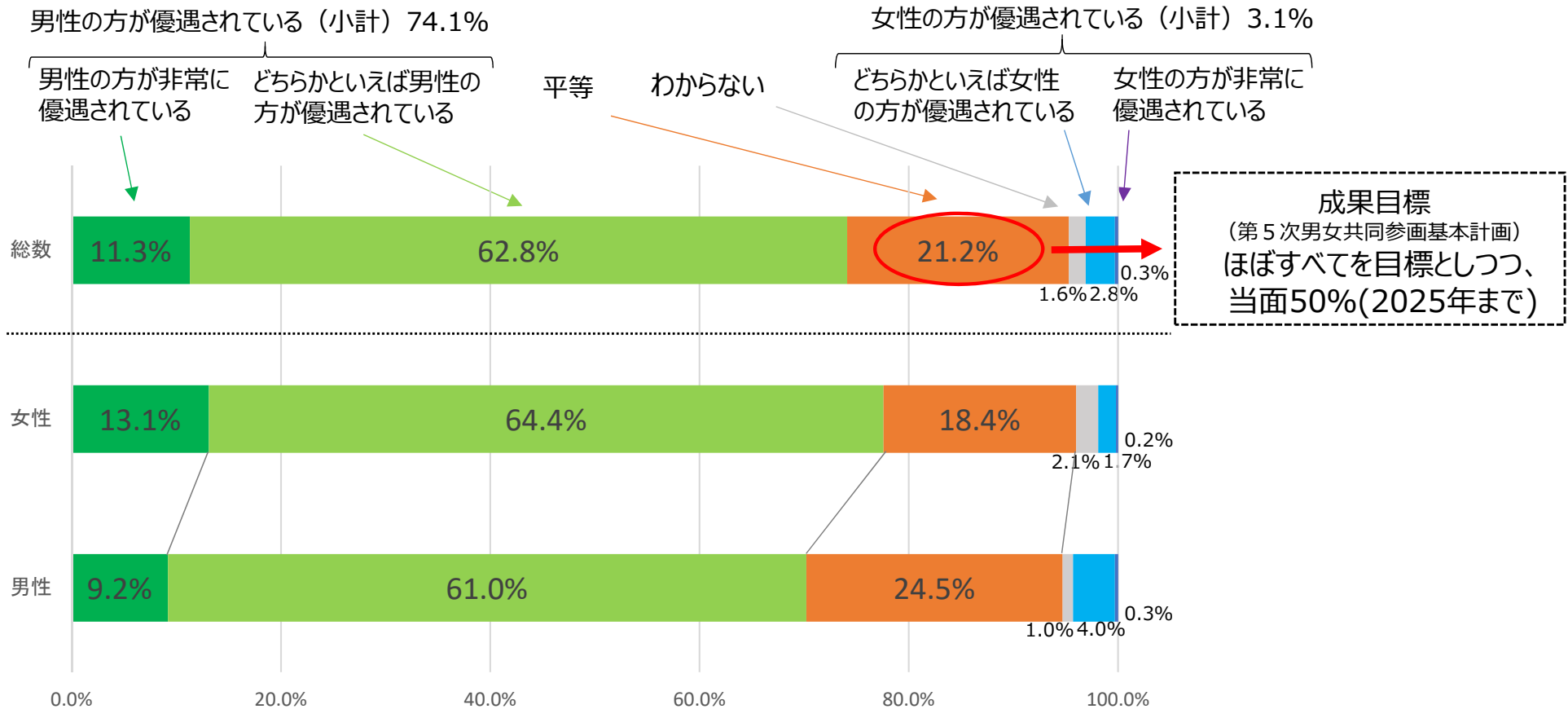
順位	国名	値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.861
3	ノルウェー	0.849
4	ニュージーランド	0.840
5	スウェーデン	0.823
11	ドイツ	0.796
16	フランス	0.784
23	英国	0.775
24	カナダ	0.772
30	アメリカ	0.763
63	イタリア	0.721
79	タイ	0.710
81	ロシア	0.708
87	ベトナム	0.701
101	インドネシア	0.688
102	韓国	0.687
107	中国	0.682
119	アンゴラ	0.657
120	日本	0.656
121	シエラレオネ	0.655

- (備考) 1. 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書」より作成
 2. スコアが低い項目は赤字で記載
 3. 分野別の順位: **経済(117位)**、教育(92位)、健康(65位)、**政治(147位)**

男女の地位の平等感

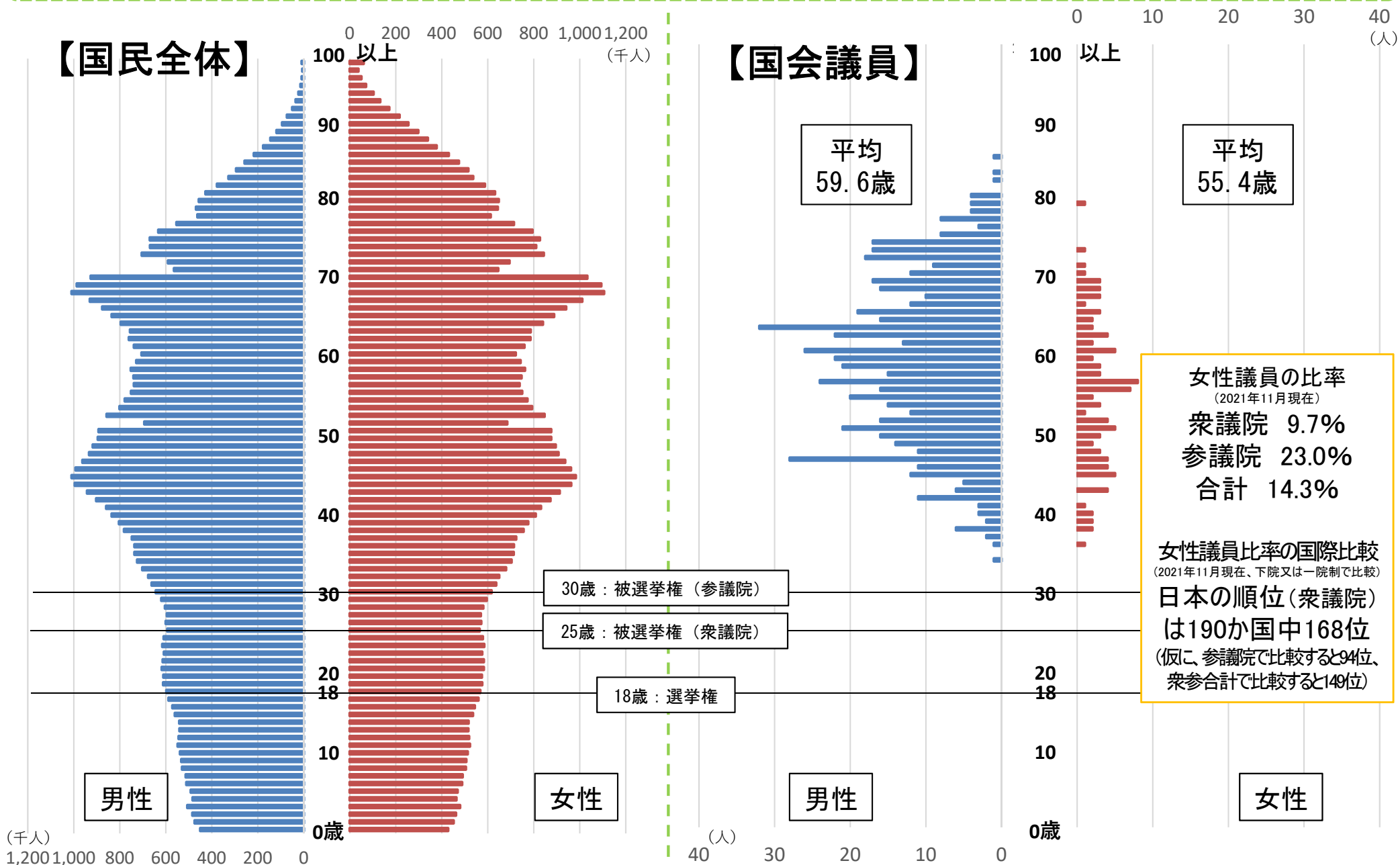
- ・男女の地位は平等になっていると思うか聞いたところ、社会全体でみた場合には、「平等」と答えた者の割合が**21.2%**、「**男性の方が優遇されている**」とする者の割合が**74.1%**（「男性の方が非常に優遇されている」11.3%+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」62.8%）となっている。
- ・各分野については、「平等」と答えた者の割合が、「学校教育の場」で61.2%、「自治会やPTAなどの地域活動の場」で46.5%、「家庭生活」で45.5%、「法律や制度の上」で39.7%、「職場」で30.7%、「社会通念・慣習・しきたりなど」で22.6%、「政治の場」で14.4%。

社会全体における男女の地位の平等感



我が国国民と国会議員の性別・年齢構造(衆議院解散前)

○国民全体の性別・年齢構造に比べて、国会議員は女性・若い世代が少なくなっている。



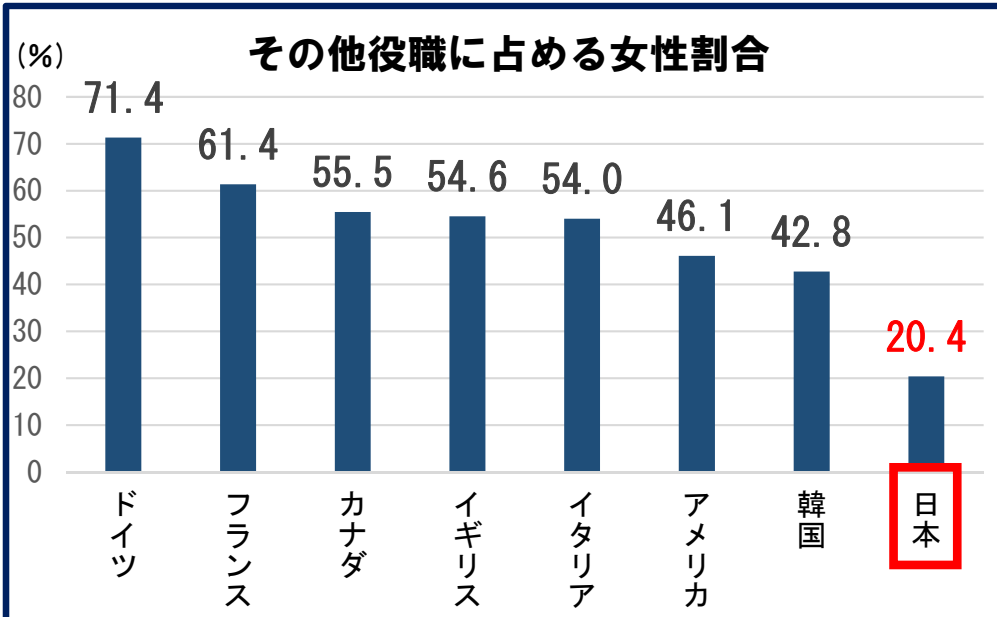
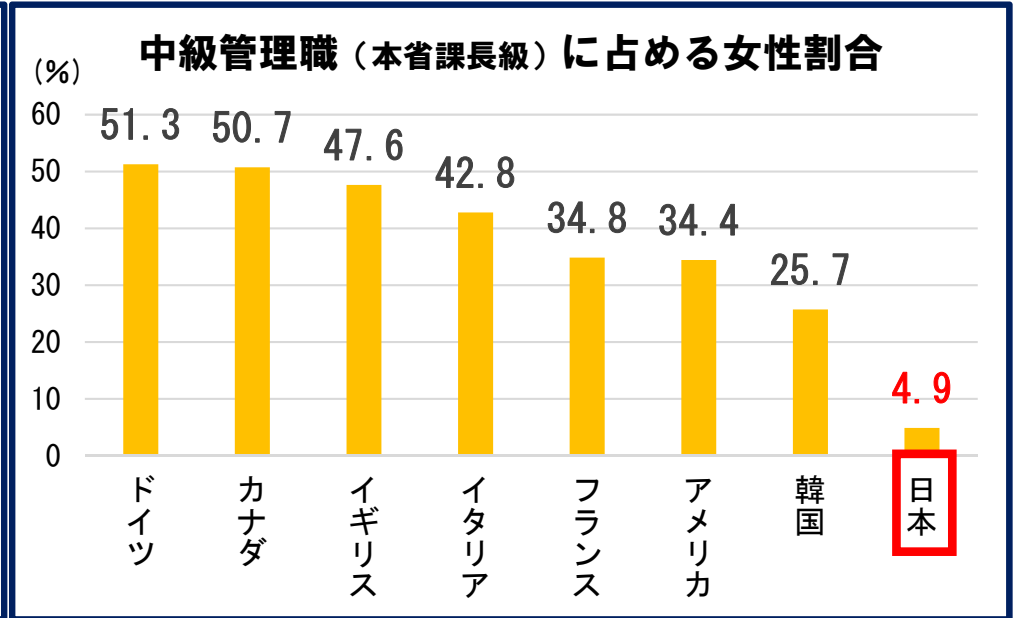
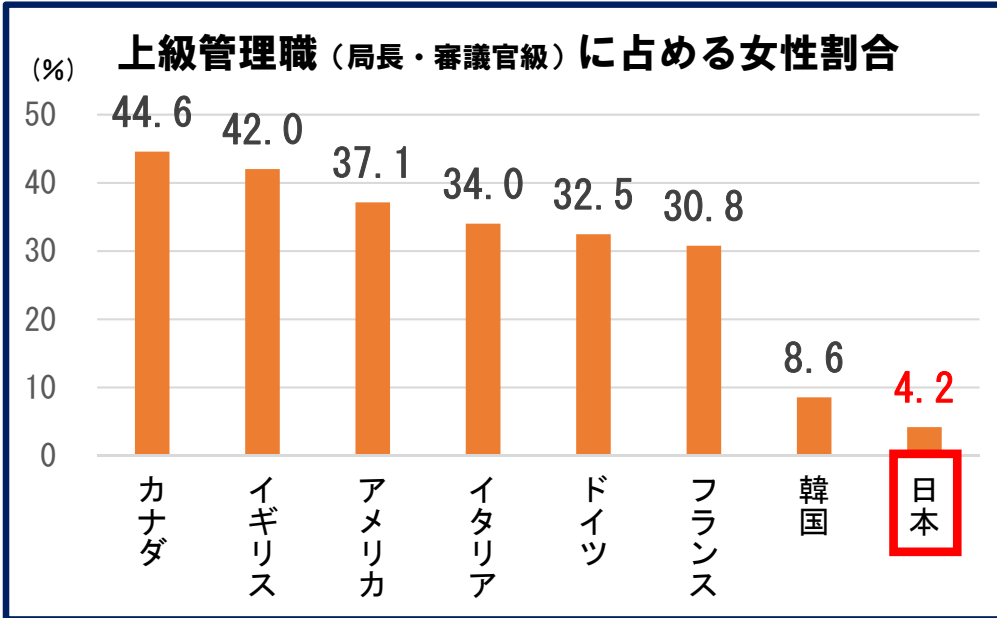
(備考) 総務省統計局「人口推計」(2019年10月1日現在)より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 『国会議員要覧 令和三年二月版』、衆議院ホームページ及び参議院ホームページより内閣府男女共同参画局作成(人数、年齢は令和三年6月8日現在)。女性議員の国際比較の出典はIPU(万国議会同盟)。

女性国家公務員比率の国際比較

国家公務員における役職段階別の女性割合をみると、どの役職段階でも日本は諸外国と比べて著しく低くなっている。

※出典：OECD (2021), Government at a Glance 2021



(注)定義 (Government at a Glance 2021より)

- ・各国のデータの出典は、ilostatの労働力調査。
- ・政府に加えて、公営企業での雇用を含む。
- ・職業レベルについては、以下の定義に基づき、各国が回答。

【上級管理職】

- ・大臣・國務長官・次官のすぐ下の役職。政策の解釈や実施を監督する者。
 - ・政策や計画を策定、評価、調整し、部の全体的な活動を評価する者。
- ※日本の値は、指定職俸給表が適用される者（局長・審議官級）に占める女性割合。

【中級管理職】

- ・上級管理職のすぐ下の役職。省内の特定の局で、計画、指示、調整を行う者。
- ※日本の値は、行政職俸給表(一)の8～10級の者（本省課長級）に占める女性割合。

【その他役職】

- ・上級管理職、中級管理職以外の者。
- ※日本の値は、一般職国家公務員から指定職、行政職俸給表(一)8～10級の者を除いた者に占める女性割合。

女性就業者の推移

女性就業者数は、7年間(2012～19年)で約330万人増加。



出典：総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。

民間企業 管理職相当の女性割合の推移

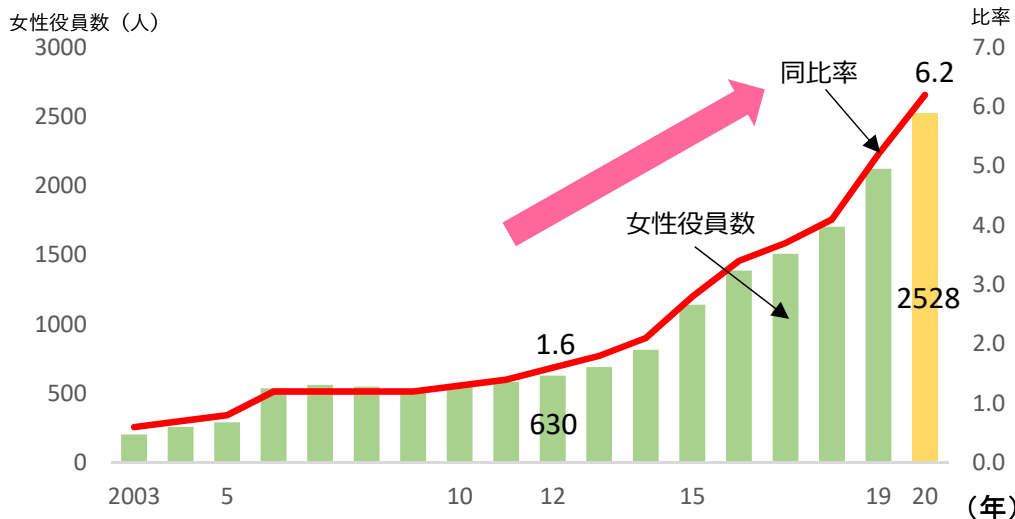
部長、課長、係長に就く女性割合は着実に伸びている。



(備考) 1. 各年6月時点、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 常用労働者100人以上を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者における役職者。
 3. 管理職の定義について ・部長級：事業所で通常「部長」又は「局長」と呼ばれている者であって、その組織が2課以上からなり、又は、その構成員が20人以上(部(局)長を含む。)のもの(局長・課長級：事業所で通常「課長」と呼ばれている者であって、その組織が2係以上からなり、又は、その構成員が10人以上(課長を含む。)のもの(部長)。

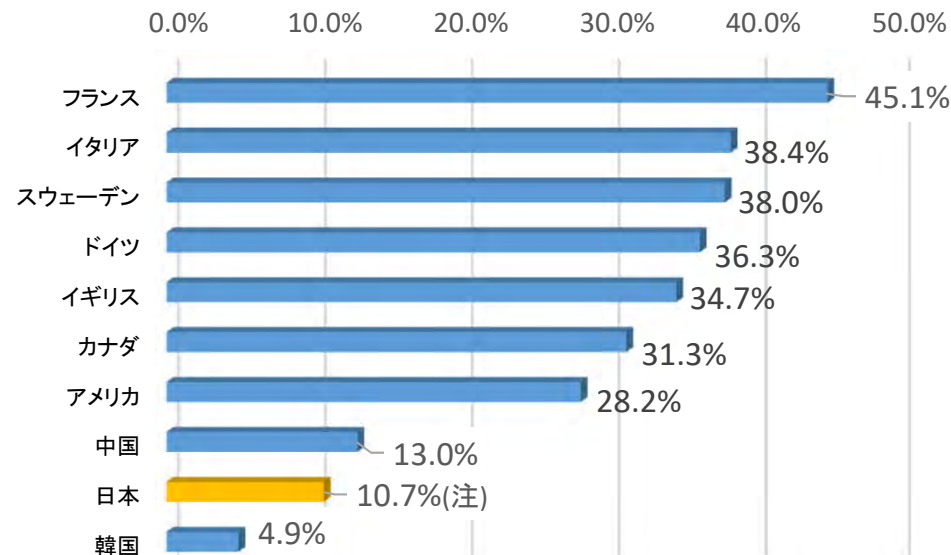
女性役員数の推移

上場企業の女性役員数は、8年間(2012-2020)で約4倍に増加。



出典：東洋経済新報社「役員四季報」
 (注)：調査時点は原則として各年7月31日現在。調査対象は、全上場企業。ジャスダック上場会社を含む。「役員」は、取締役、監査役、指名委員会等設置会社の代表執行役及び執行役。

諸外国の女性役員割合



出典：OECD "Social and Welfare Statistics" 2020年の値。
 ※ EUは、各国の優良企業銘柄50社が対象。他の国はMSCI ACWI構成銘柄(2700社程度、大型、中型銘柄)の企業が対象。
 (注) 2020年7月時点の全上場企業役員に占める女性の割合(6.2%)は東洋経済新報社「役員四季報」より算出。

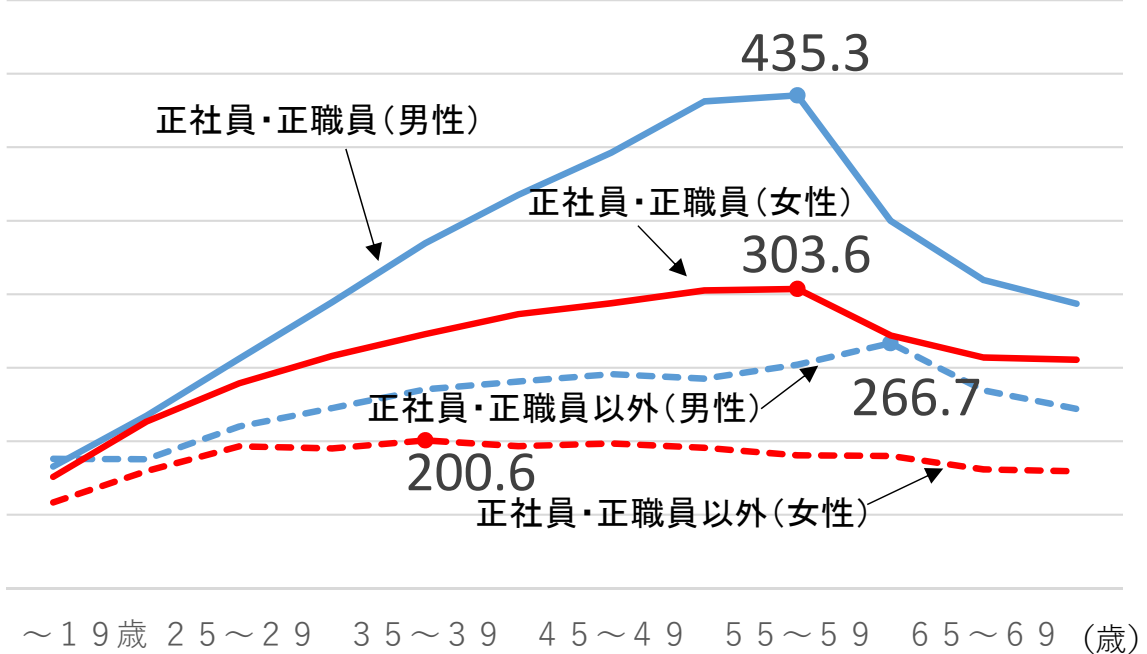
給与額の男女間格差

- ・給与金額は、正社員同士、非正規雇用労働者同士で比較しても、全体としてみると、男女間に差。年齢が高まるにつれてその差が拡大。
- ・給与金額は、同じ職業、勤続年数であっても、男女間で差。

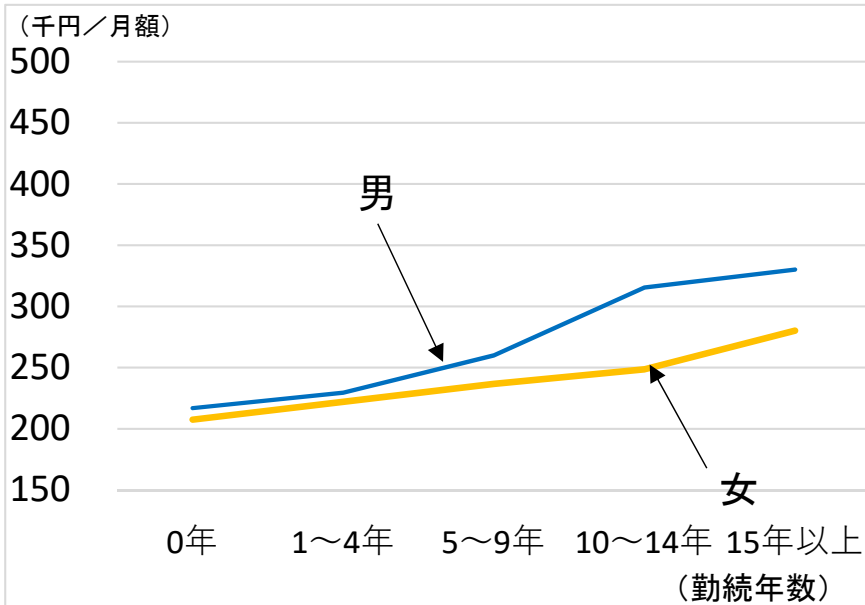
(千円/月額)

500
450
400
350
300
250
200
150
100

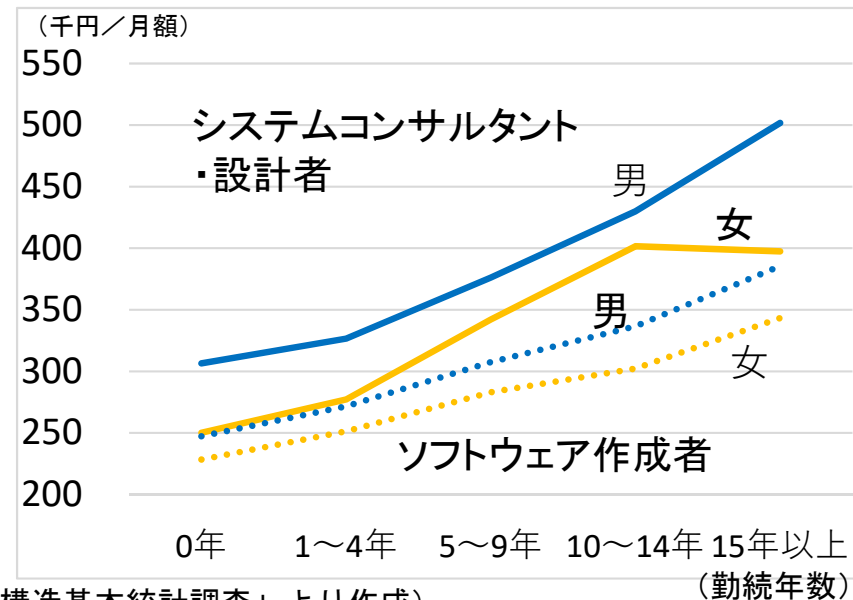
所定内給与額(雇用形態別・年齢階級別)



保育士



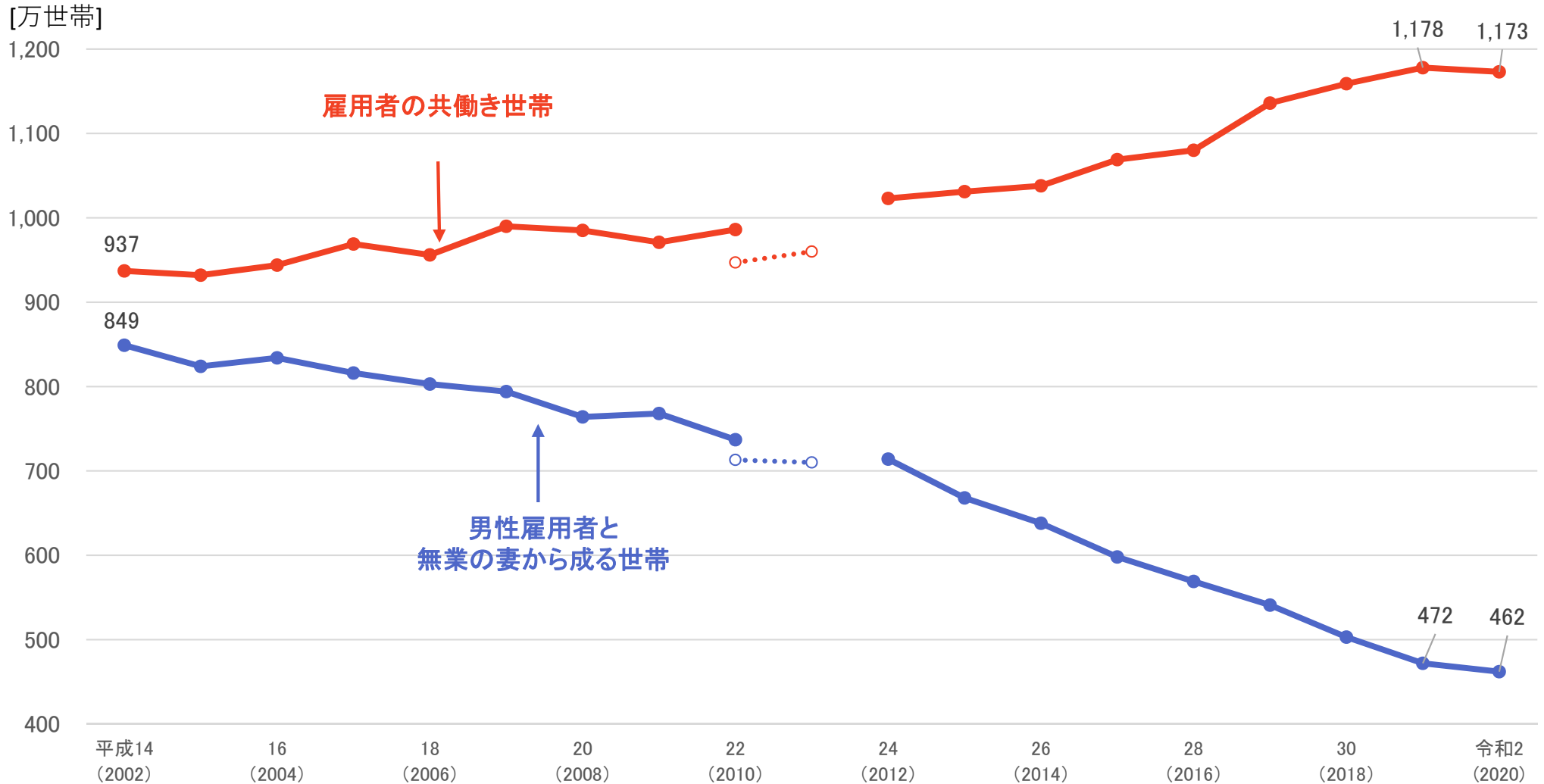
システムコンサルタント・設計者、ソフトウェア作成者



(厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より作成)

共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移

- 雇用者の共働き世帯は増加傾向。
- 男性雇用者と無業の妻から成る世帯（いわゆるサラリーマンの夫と専業主婦の世帯）は減少傾向。2020年では、夫婦のいる世帯全体の23%となっている。



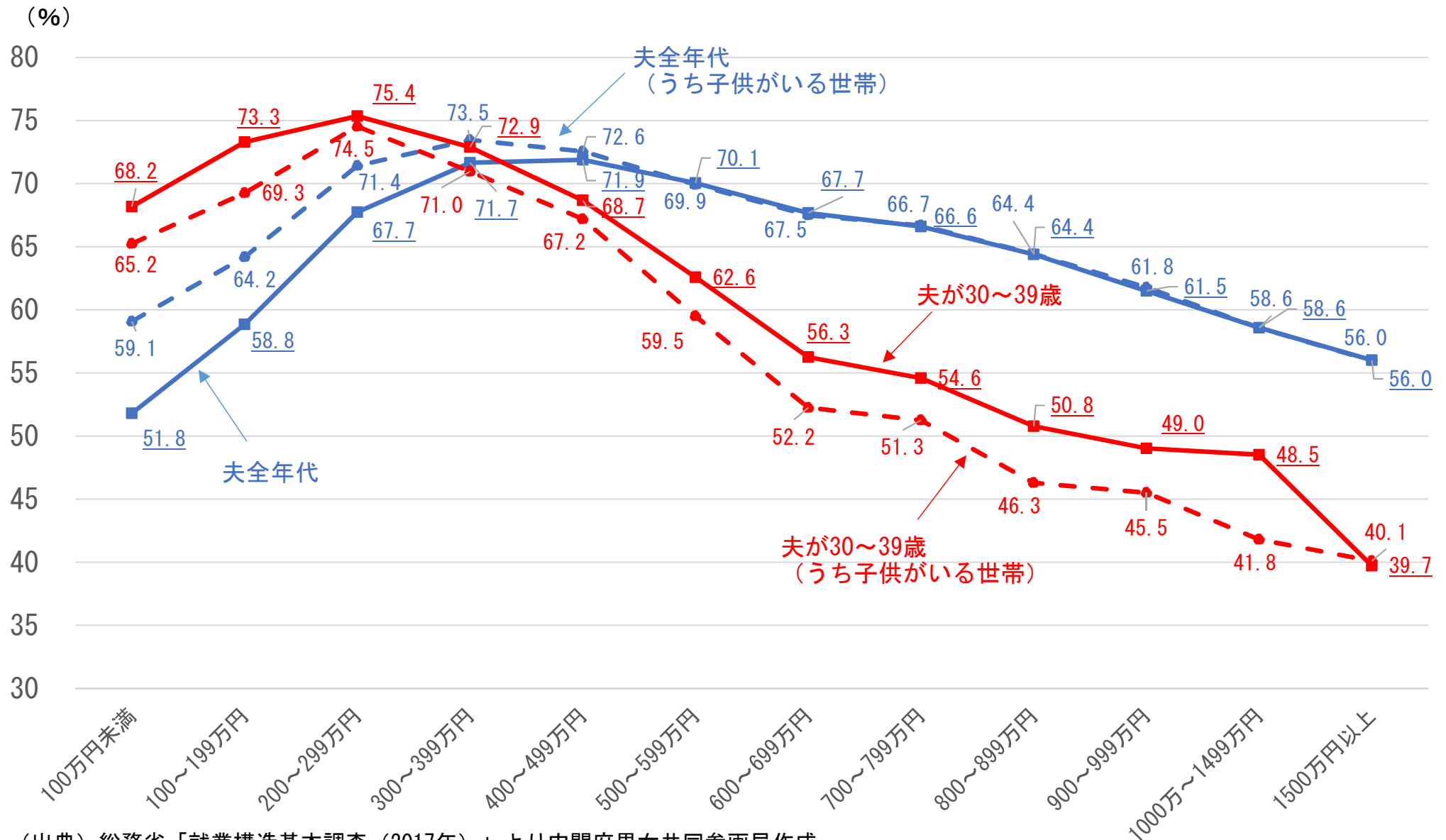
(出典) 総務省「労働力調査(詳細集計)」より内閣府男女共同参画局作成。

(備考) 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)かつ64歳以下の世帯。「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び失業者)かつ64歳以下の世帯。平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

「夫婦のいる世帯」は、夫又は妻に農業・林業就業者や自営業者などを含み、かつ、妻が64歳以下の世帯。

夫の所得階級別の妻の有業率

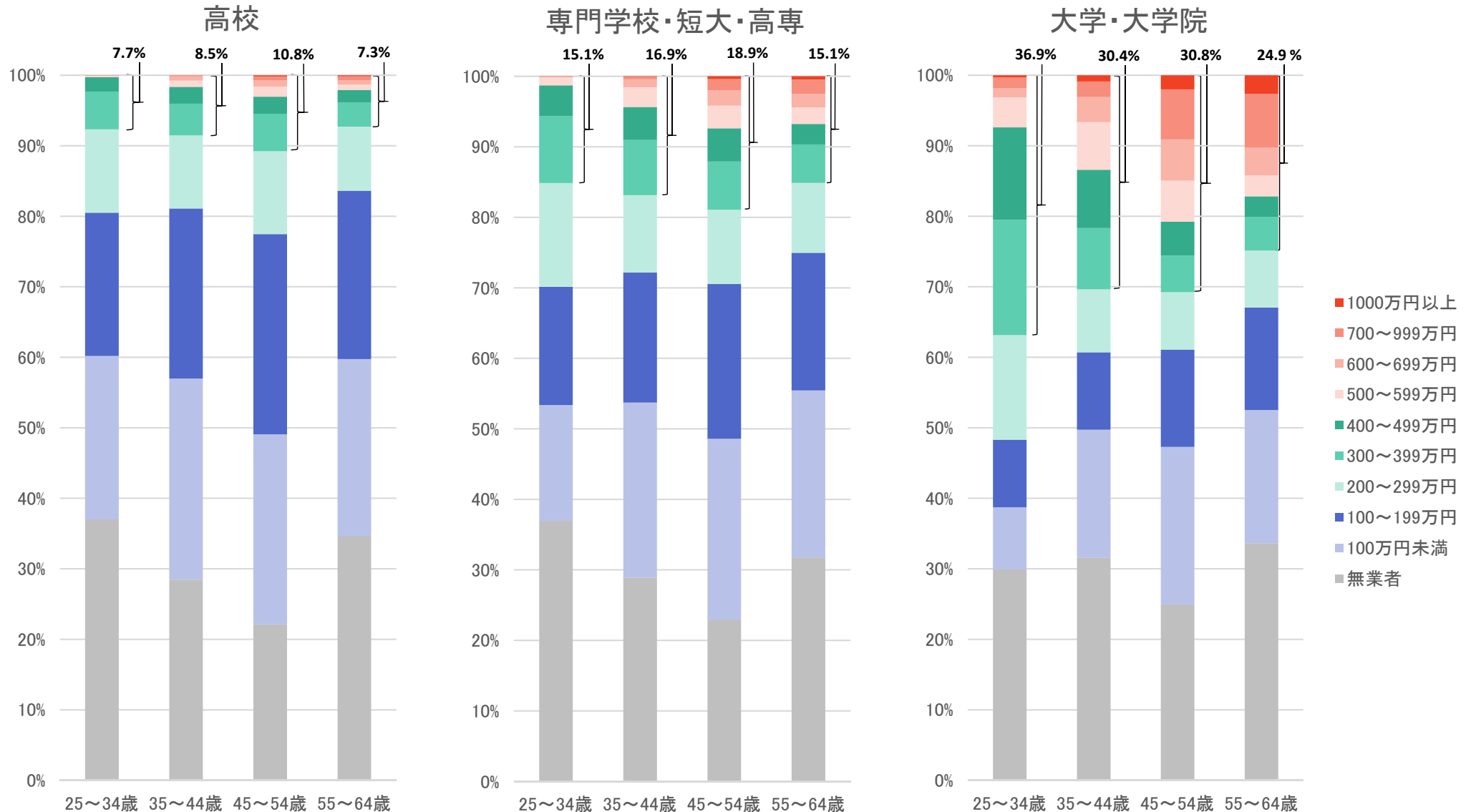
・30代の夫の所得階級別に見ると、夫の所得階級が高くなるほど妻の有業率が低くなる(いわゆる専業主婦が多くなる)傾向。



(出典) 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

既婚女性の最終学歴と本人の所得の関係

- ・ 高校卒業者の約8割、専門学校・短大・高専卒業者の約7割は、所得が200万円未満。
- ・ 大学・大学院卒業者で所得が200万円未満の割合は、35歳以上では約6割。
- ・ 女性の経済的エンパワーメント（経済的に自立する力）が課題。



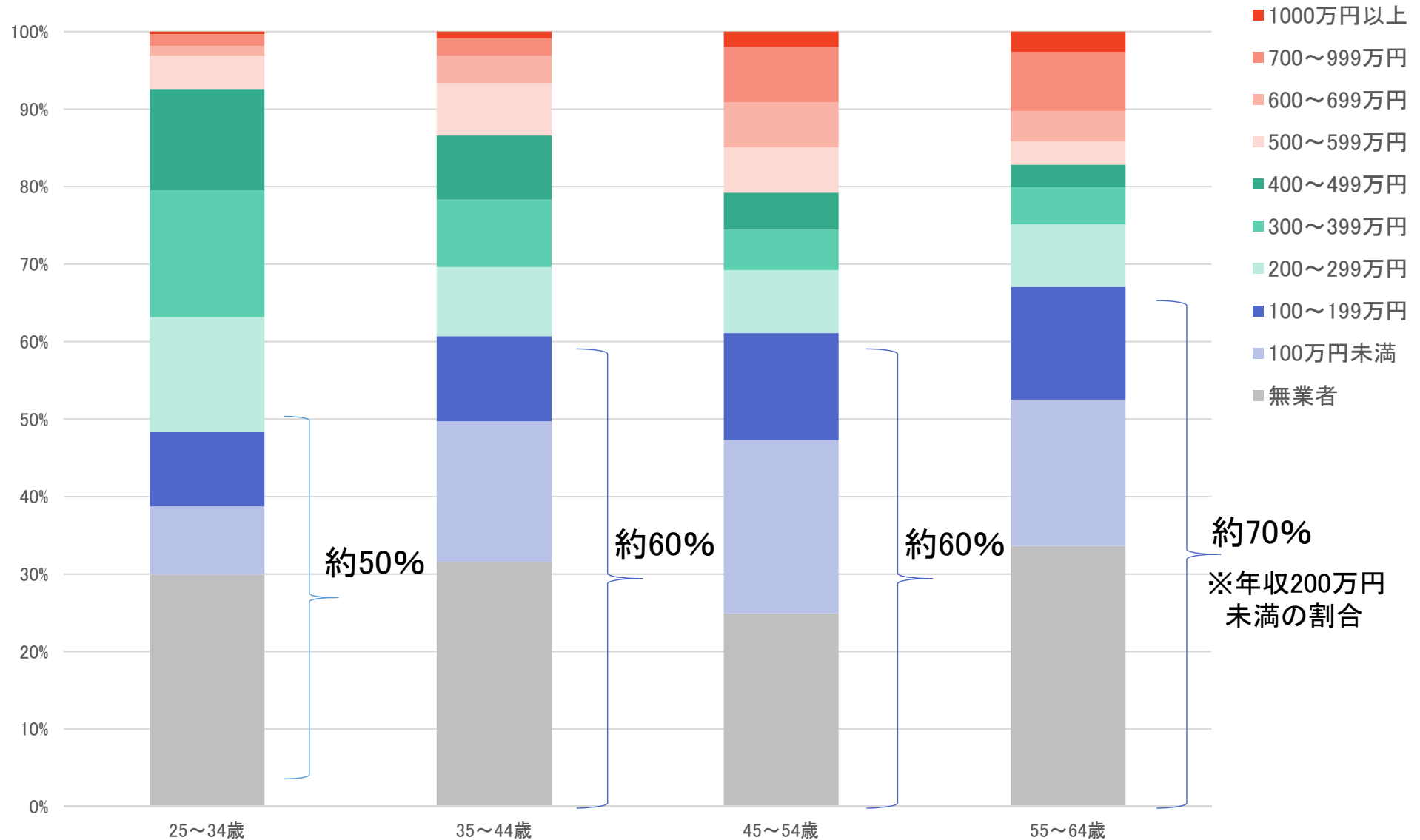
(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 無業者には1987年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳以上の者は無業者がより多い可能性がある。

既婚女性の所得の分布(大学・大学院卒)

P 9 のグラフを拡大

大学・大学院

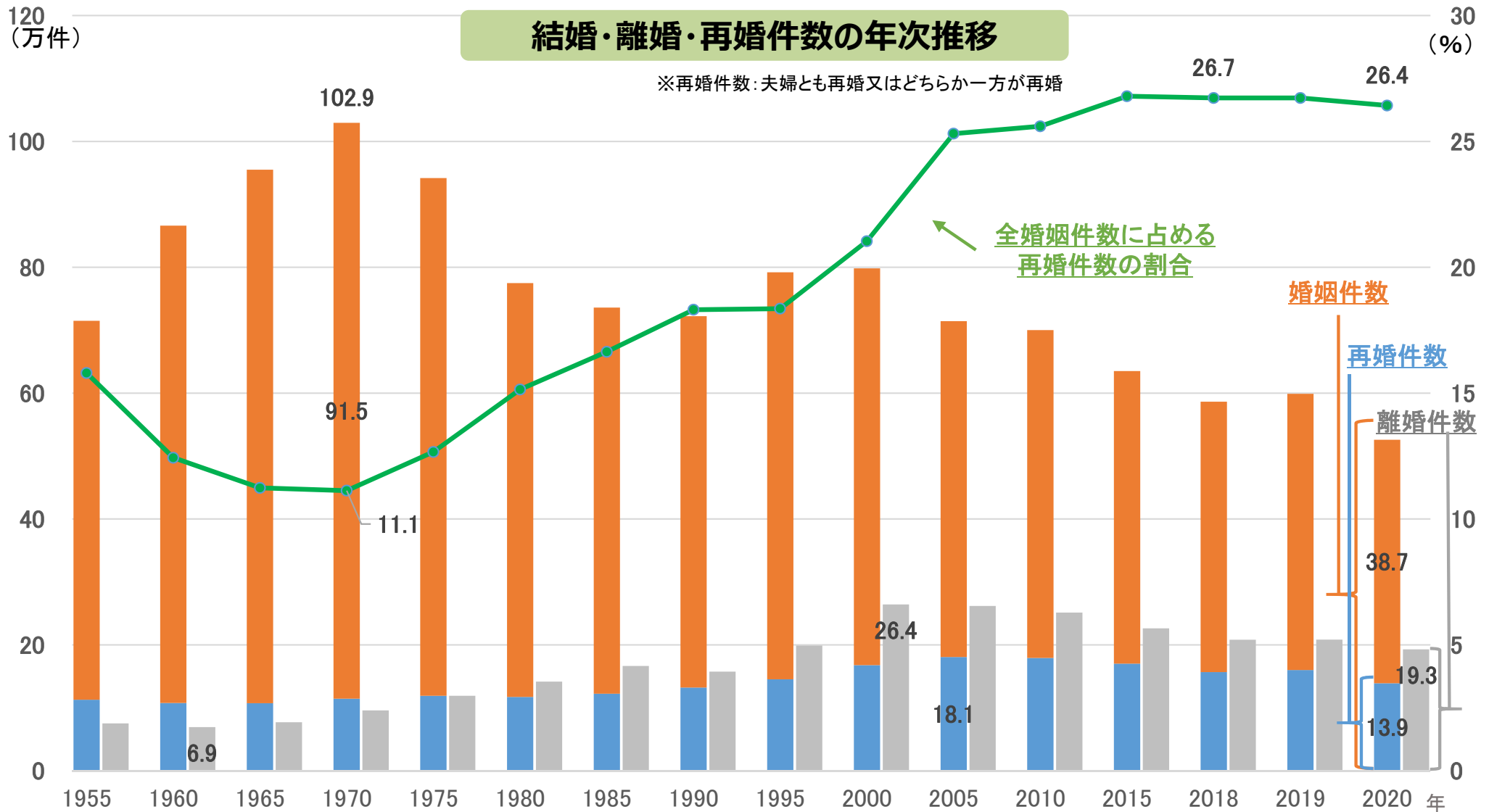


(備考) 1. 総務省「就業構造基本調査(2017年)」より内閣府男女共同参画局作成。

2. 無業者には1987年以前に前職を辞め現在も無業の者は含まれないため、実際には、2017年時点で50歳以上の者は無業者がより多い可能性がある。

離婚・再婚の動向

- ・離婚件数は、1960年代と比較して大幅に増加。
- ・全婚姻件数に占める再婚件数の割合は、1970年代以降、上昇傾向。
近年は、婚姻の約4件に1件が再婚となっている



(厚生労働省「人口動態統計」より作成。)

ひとり親世帯の状況

およそ30年間で、**母子世帯は約1.5倍、父子世帯は約1.1倍**

母子世帯数^(注) 84.9万世帯
父子世帯数^(注) 17.3万世帯
(昭和63(1988)年)



123.2万世帯(ひとり親世帯の86.8%)
18.7万世帯(ひとり親世帯の13.2%)
(平成28(2016)年)

(注) 母子又は父子以外の同居者がいる世帯を含めた全体の母子世帯、父子世帯の数

【参考】児童のいる世帯数は1166.6万世帯(平成28(2016)年) [出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」]

平成28(2016)年	母子世帯	父子世帯	一般世帯(参考)
就業率	81.8%	85.4%	女性66.0% 男性82.5%
雇用者のうち 正規	47.7% ^(※)	89.7% ^(※)	女性45.9% 男性82.1%
雇用者のうち 非正規	52.3% ^(※)	10.3% ^(※)	女性54.1% 男性17.9%
平均年間 就労収入	200万円 正規:305万円 パート・アルバイト等:133万円	398万円 正規:428万円 パート・アルバイト等:190万円	平均給与所得 女性280万円 男性521万円
養育費 受取率	24.3%	3.2%	—

【出典】母子世帯及び父子世帯は厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査(平成28年度)」

一般世帯は総務省「労働力調査(平成28年)15~64歳」、国税庁「民間給与実態統計調査(平成28年)」

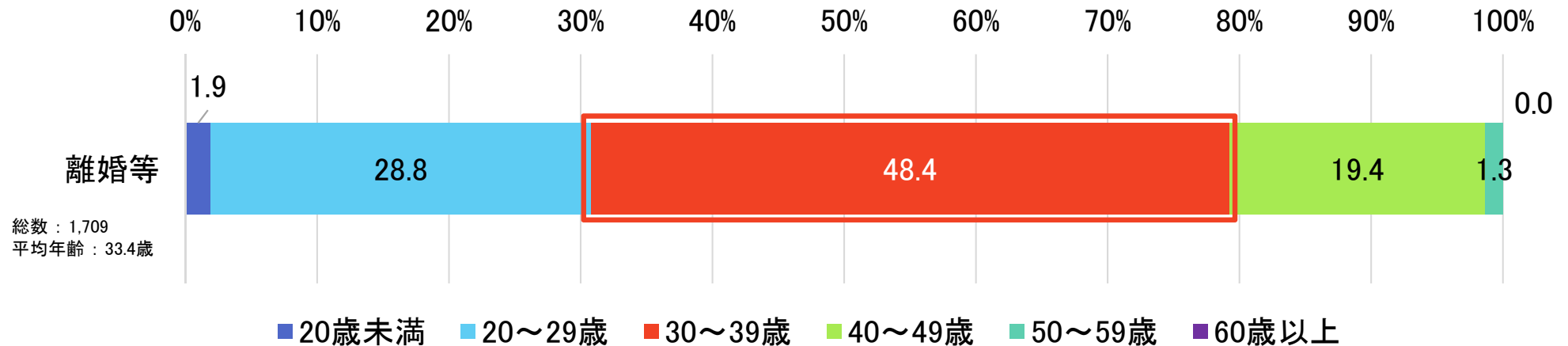
(※) 母子世帯及び父子世帯の正規/非正規の構成割合は

「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」(「派遣社員」「パート・アルバイト等」の計)の合計を総数として算出した割合

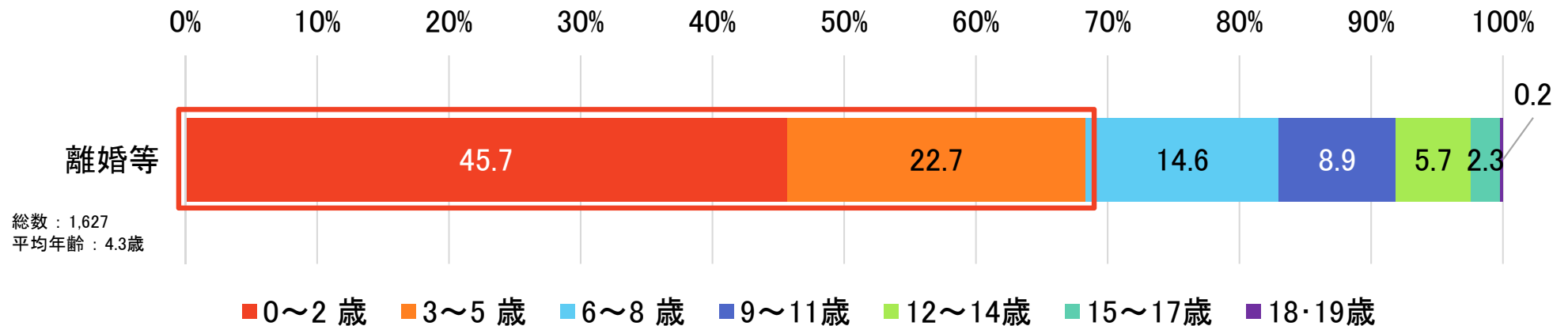
離婚等で母子世帯になった時の母及び末子の年齢

- ・母子世帯になった時の母の年齢を見ると、30代が約5割(48.4%)であり、次いで20代(28.8%)、40代(19.4%)となっている。
- ・末子が5歳以下で母子世帯になった割合が、全体の7割近くを占めている。

○母の年齢階級別状況



○末子の年齢階級別状況

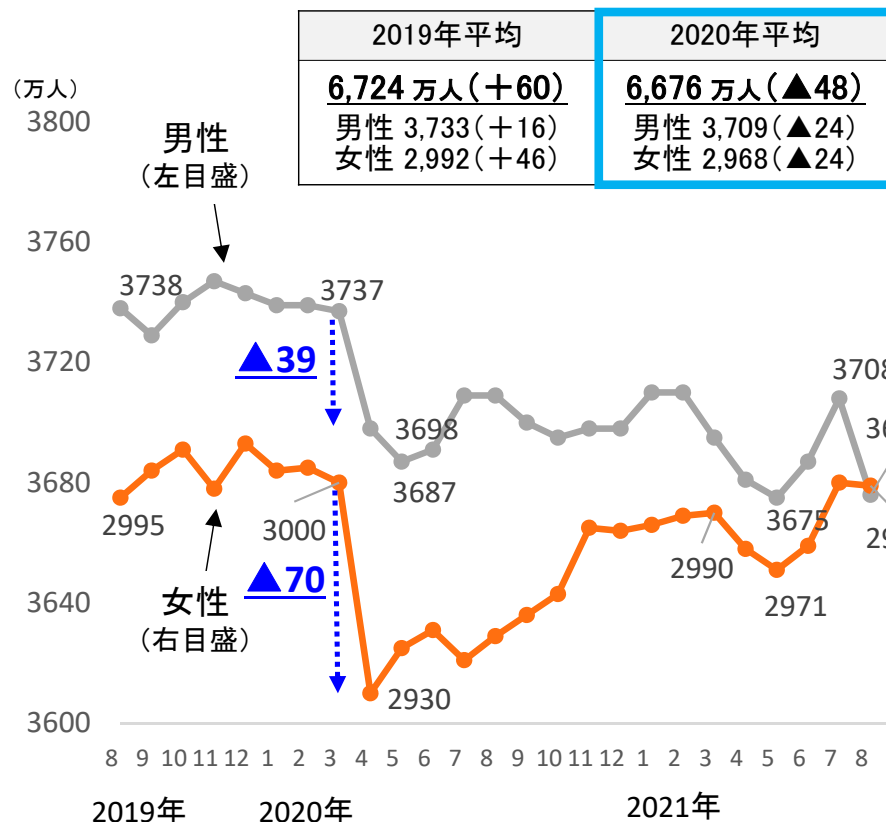


- (備考)
1. 厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 2. 母子世帯は、父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯。
父子世帯は、母のいない児童がその父によって養育されている世帯。
 3. 「離婚等」は、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」において「生別」と定義されているもので、離婚、未婚の母、遺棄、行方不明、その他の合計。
 4. 母の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の母親の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。
 5. 末子の年齢階級別の割合は、母子世帯になった時の末子の年齢が不詳の世帯数を除いた世帯数を総数として算出した割合。

コロナ下の女性の就業への影響

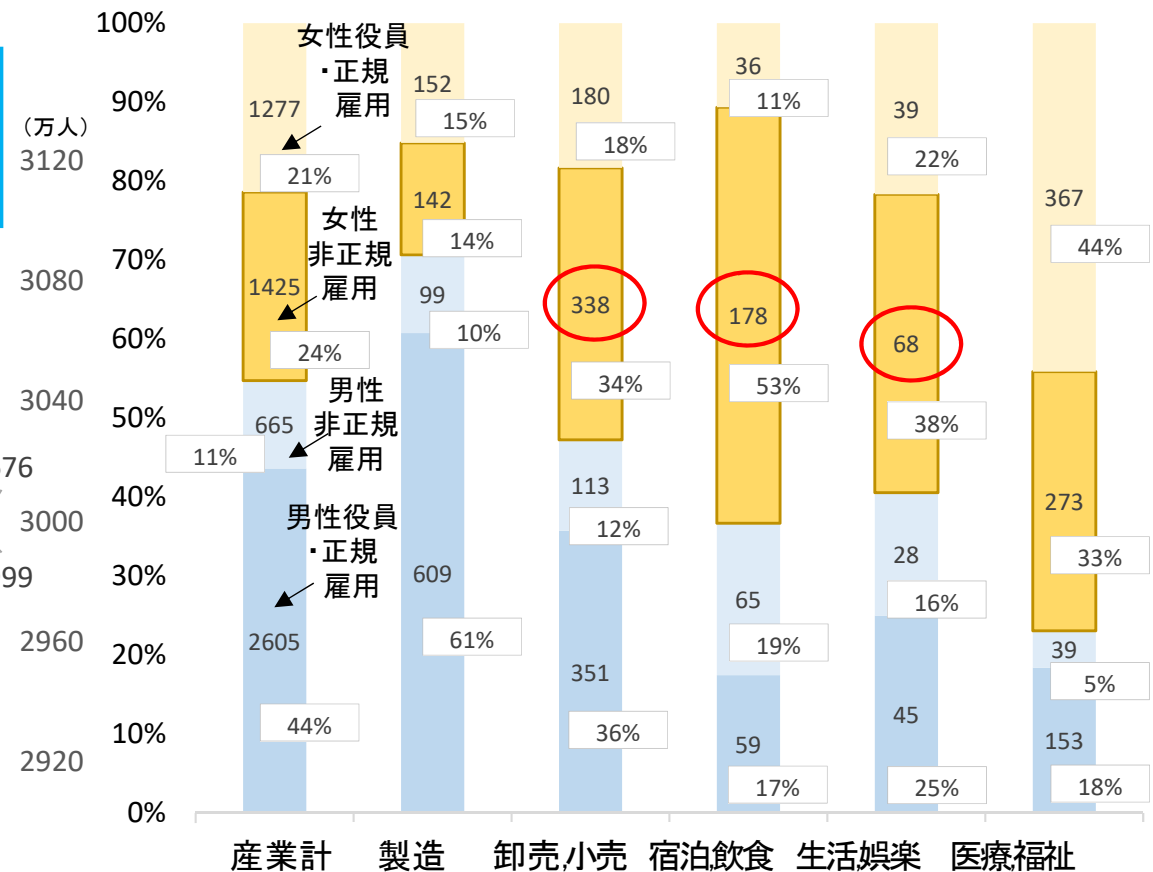
- ・就業者数は、男女とも2020年4月に大幅に減少。特に女性の減少幅が大きい。(男性:39万人減、女性:70万人減)年平均では、男女とも24万人の減少となった。
- ・女性は男性に比べて非正規雇用労働者の割合が高く、特に、「宿泊、飲食業」「生活、娯楽業」「卸売、小売業」「医療、福祉」の割合が高い。

就業者数の推移



(総務省「労働力調査」より作成。季節調整値。)

産業別雇用者の男女別・雇用形態別の割合 (2020年)

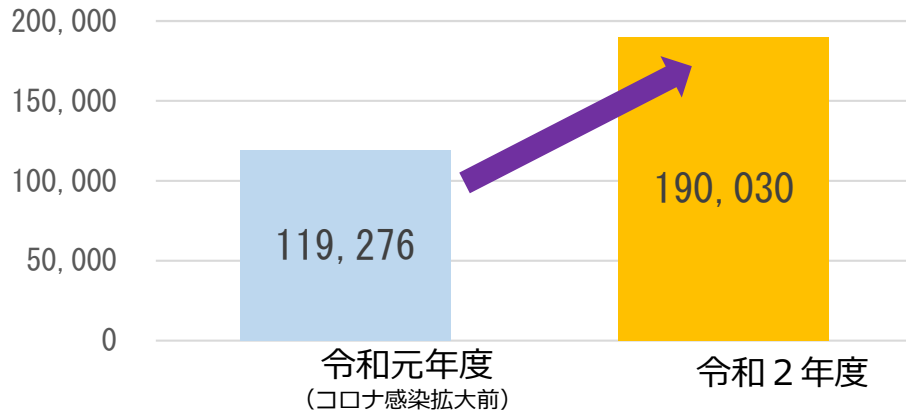


(総務省「労働力調査」より作成。原数値。棒グラフの数値は万人。)

女性に対する暴力等の現状

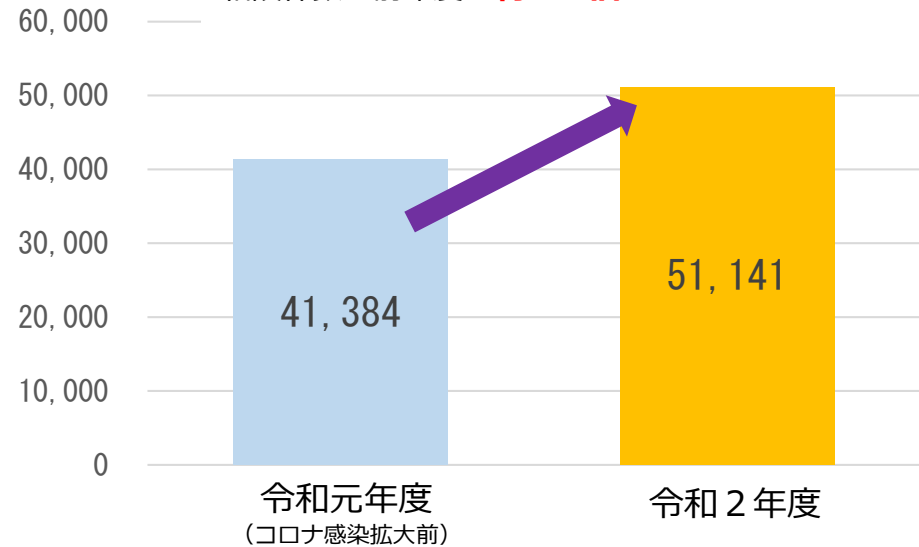
DV（配偶者暴力）

相談件数は前年度の約**1.6倍**



性犯罪・性暴力

被害者のためのワンストップ支援センターの相談件数は前年度の約**1.2倍**

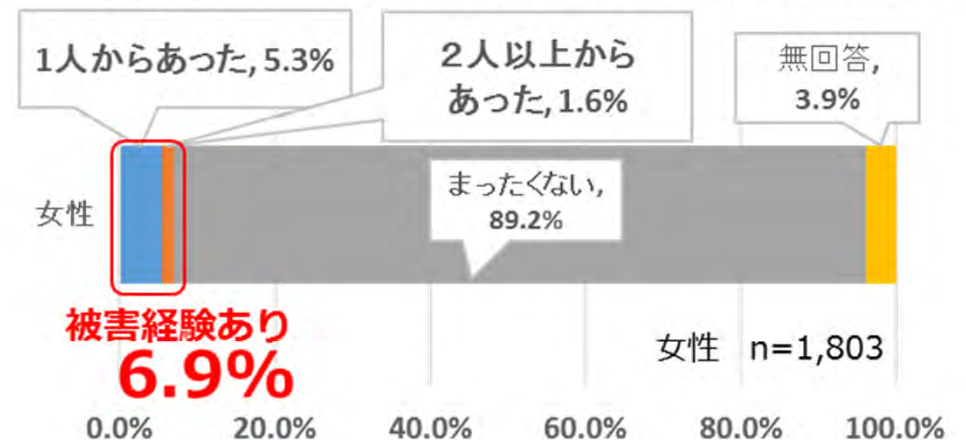


自殺者数：女性の自殺が大幅に増加

2019年合計	2020年合計
20,169 人 男性 14,078 女性 6,091	21,081 人 (+912) 男性 14,055 (▲23) 女性 7,026 (+935)
2020年1～8月	2021年1～8月
13,374 人 男性 9,139 女性 4,235	14,325 人 (+951) 男性 9,510 (+371) 女性 4,815 (+580)

無理やりに性交等をされた被害経験

・ 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための「生命（いのち）の安全教育」の推進

- 性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、こうした性暴力の根絶に向けては、性暴力の加害者にも被害者にも傍観者にもならないための教育や啓発に関する取組を強化することが必要。
- 「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和3年6月関係府省会議決定)に基づき、令和2年度、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。
- これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引きの内容

・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成

(主な教材の内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の程度等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



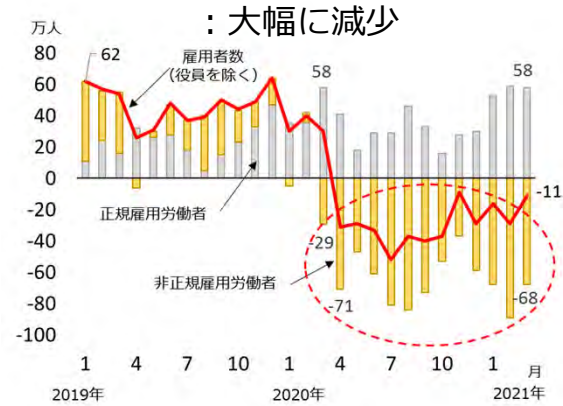
【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



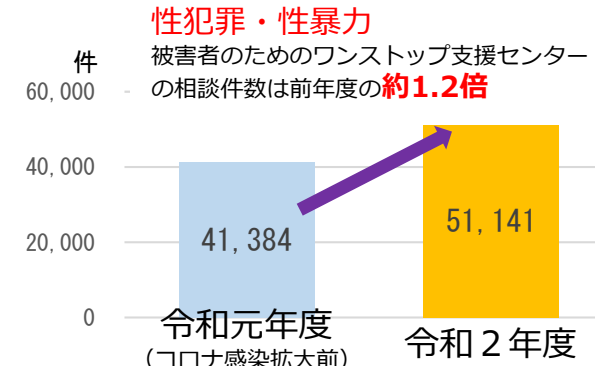
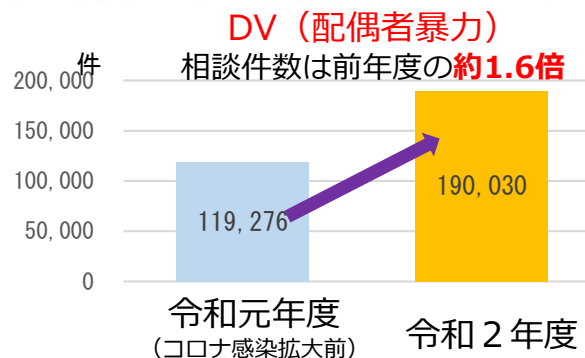
- 男女共同参画は、日本政府の重要かつ確固たる方針、国際社会で共有された規範
 - コロナの感染拡大が長引く中、我が国では、特に女性に強く影響が表れている
 - コロナ対策において女性に最大限配慮するとともに、構造的な問題にも取り組む必要
- 令和2年末に閣議決定した「第5次男女共同参画基本計画」を着実に実行するため、
- 5次計画に既に掲げられた具体的な取組を着実に実施
 - 政府全体として、5次計画に盛り込まれた取組の更なる具体化や、新たな取組により、3年度及び4年度に重点的に取り組むべき事項を定める

女性非正規雇用者数（前年同月差）



自殺者数：女性の自殺が大幅に増加

2019年合計	2020年合計
20,169人	21,081人 (+912)
男性14,078	男性14,055 (▲23)
女性 6,091	女性 7,026 (+935)



I コロナ対策の中心に女性を

- (1) 雇用・労働：女性デジタル人材、ひとり親の職業支援**
- 女性デジタル人材育成の推進
 - 女性のデジタル技能の学び直し・教育訓練や再就職・転職の支援等を地域女性活躍推進交付金により支援
 - ひとり親に対する職業訓練
 - 高等職業訓練促進給付金の支援対象の拡充や訓練費用の在り方などを総合的に検討し、中長期的な自立につながる支援策を強化
- (2) 困難や不安を抱える女性への支援**
- 女性に寄り添ったアウトリーチ型相談支援等の推進
 - 若い女性（10代後半から20代前半）に対する官民連携での支援体制強化
 - 妊産婦への支援

- (3) 「生理の貧困」への支援**
- ・経済的な理由で生理用品を購入できない女性の問題が顕在化
 - ・地方公共団体が相談支援の一環として行う生理用品の提供を、地域女性活躍推進交付金により支援。その際、「生理の貧困」にある女性の背景や事情に丁寧に向き合い、寄り添った相談支援を充実
 - ・学校、ハローワーク、福祉事務所等における生理用品の提供に関する積極的な協力や関係部局の連携等
 - ・横展開に資するよう、各地方公共団体における取組の情報提供を開始
- (4) その他**
- ・コロナの影響の根底にある男女間の賃金格差も含めた経済的格差の要因分析と対応策について、男女共同参画会議において検討

Ⅱ 女性の登用目標達成にむけて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

(1) 政治・行政分野

- 各府省所管の独立行政法人等における女性の登用促進
 - ・各機関における役員や管理職に占める女性割合等について毎年度調査を実施し「見える化」を行う

(2) 経済分野：企業、商工会、商工会議所、公共調達

項目	現状	成果目標
民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合	係長相当職 21.3% 課長相当職 11.5% 部長相当職 8.5% (いずれも2020年)	係長相当職 30% 課長相当職 18% 部長相当職 12% (いずれも2025年)
東証一部上場企業役員に占める女性の割合	—	12% (2022年)
起業家に占める女性の割合	27.7% (2017年)	30%以上 (2025年)

○企業における女性の登用・採用拡大

- ・令和4年度から改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定義務対象企業が常用労働者101人以上に拡大されることを踏まえ、中小企業への相談対応や計画策定へのアドバイス、支援を行う 専門家の養成等を実施
- ・女性等の管理職への登用等における多様性の確保についての考え方・目標設定・情報開示等を盛り込んだ コーポレートガバナンス・コードの再改訂を公表するとともに、 令和3年度以降フォローアップを実施

○全国の商工会、商工会議所における取組

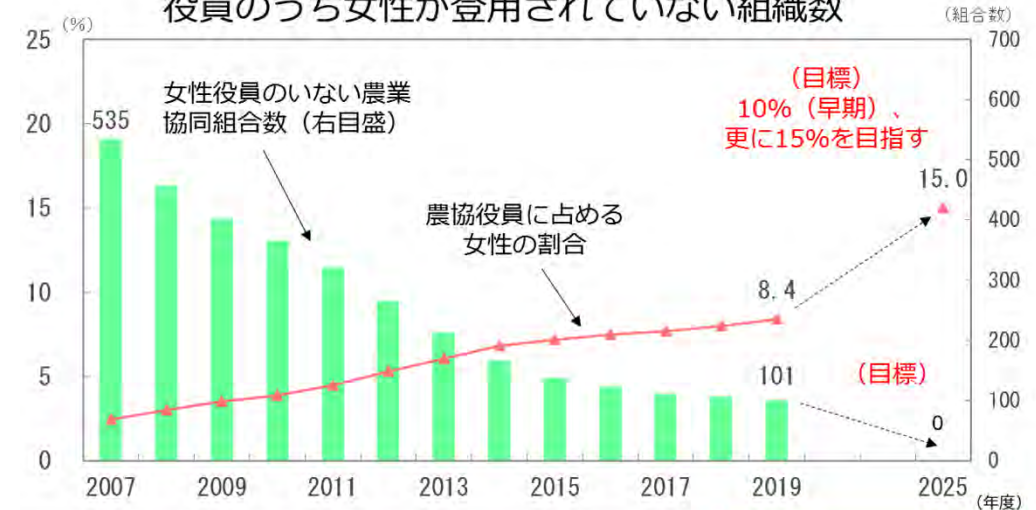
- ・役員の種類ごとに女性割合の「見える化」

○公共調達の活用による女性の活躍促進

- ・独立行政法人等における標準的な加点割合を含む加点評価に関する方針の策定状況について、新たに調査を行い、その結果も踏まえ、国の機関及び独法等の加点割合の引上げを要請
- ・女性活躍を推進する企業の受注機会の増大に向けて「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」を改正

(3) 地域における女性の参画拡大：農業委員、農協役員等

農業協同組合の役員に占める女性の割合／
役員のうち女性が登用されていない組織数



項目	現状	成果目標
農業委員のうち女性委員が登用されていない組織	254/1,702 (2020年度)	0 (2025年度)
農業委員に占める女性の割合	12.3% (2020年度)	20% (早期)、更に 30%を目指す (2025年度)
自治会長に占める女性の割合	6.1% (2020年度)	10% (2025年度)

○農業委員や農業協同組合役員等への女性登用の推進

- ・女性役員がゼロである101の農業協同組合に対する働きかけ
- ・各農協の目標・具体的取組の策定状況、役員登用実績の調査、公表

○農林水産業における女性の活躍の推進

- ・農村における固定的な性別役割分担意識の解消

○自治会長に占める女性の割合向上への取組の加速

Ⅱ 女性の登用目標達成にむけて ～「第5次男女共同参画基本計画」の着実な実行～

(4) 防災分野：地方防災会議、消防団等

項目	現状	成果目標
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	16.1% (2020年)	30% (2025年)
市区町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	348/1,741 (2020年)	0 (2025年)
委員に占める女性の割合	8.8% (2020年)	15% (早期)、更に 30%を目指す (2025年)

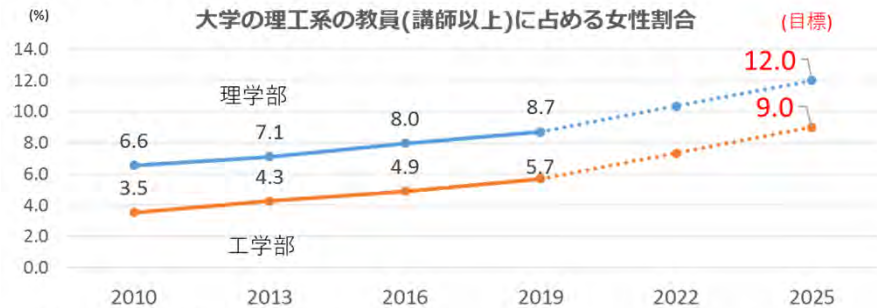
○地方防災会議における女性登用の加速

- ・地域の防災活動に取り組む女性リーダーの先進取組事例を令和3年度に取りまとめ、全国展開
- ・全国的女性防災士のネットワークづくり

○防災・危機管理部局や消防本部・消防団等への女性の参画拡大

- ・女性消防吏員の消防本部ごとの数値目標設定による計画的な増員、ソフト・ハード両面での環境整備等の取組の要請

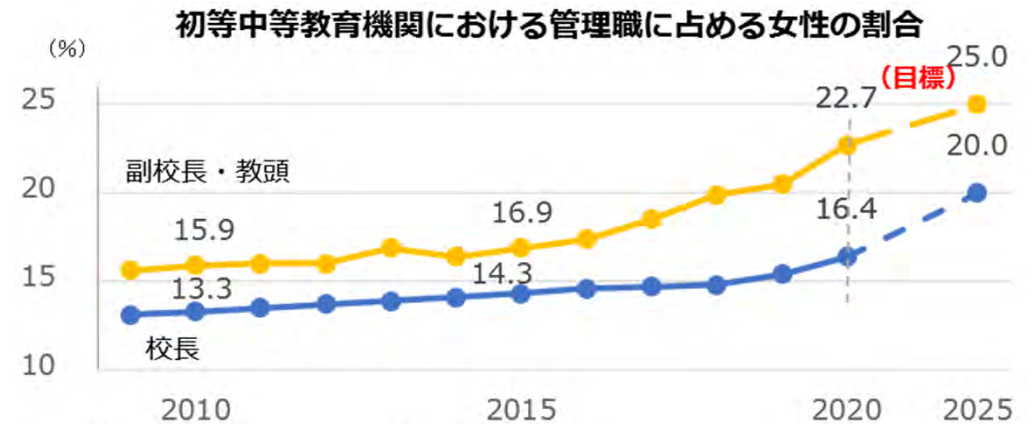
(5) 科学技術・学術分野：大学教授等



○教授等への女性の登用の加速

- ・大学や国の研究開発法人も含めた研究機関が、学長、副学長、理事や教授等の女性割合に係る目標と登用のための具体的取組を定めるよう要請
- ・私立大学等経常費補助金をはじめ、大学への資源配分において、学長、副学長及び教授における女性登用に対してのインセンティブ付与を検討

(6) 教育分野：校長、教育委員会等



○校長等への女性の登用の加速

- ・事業主行動計画等において、校長、副校長、教頭それぞれの女性割合の目標と登用のための具体的取組を速やかに定めるよう、教育委員会・学校法人に促し、その内容を国民にわかりやすく見える化
- ・管理職選考試験の受験要件見直し、昇任研修に参加しやすい環境整備

○教育委員会等における女性登用の推進

- ・女性教育委員のいない64教育委員会について、その要因を調査検討し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨を踏まえた登用を促進

(7) 国際分野：大使等

項目	現状	成果目標
在外公館の各役職段階に占める女性の割合	公使、参事官以上 7.7% 特命全権大使、総領事 5.4% (いずれも2021年4月)	公使、参事官以上 10% 特命全権大使、総領事 8% (いずれも2025年)

- ・省内公募の活用、管理職や管理職候補への中途採用や民間登用の推進等

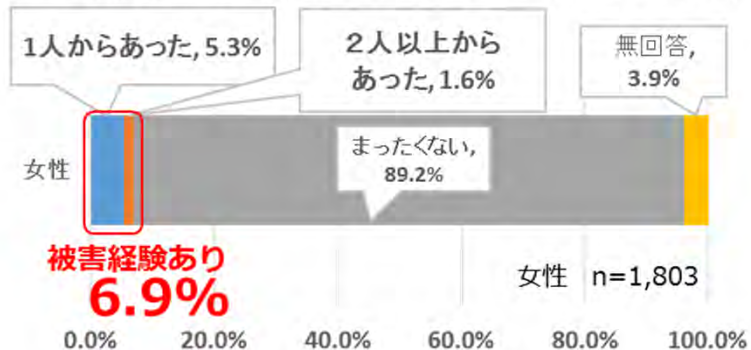
(8) その他

- ・積極的改善措置の在り方に関し、幅広い分野におけるクォータ制の適用等を含め男女共同参画会議において検討

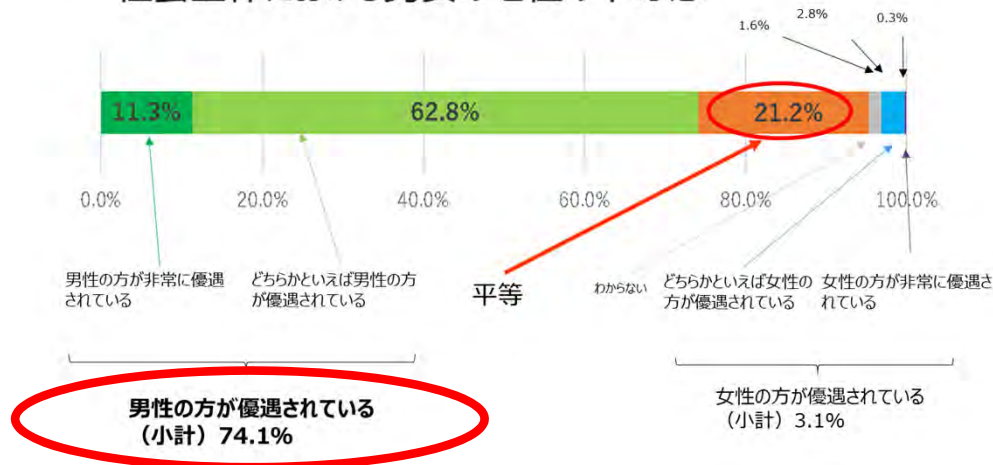
Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

無理やりに性交等をされた被害経験

・ 女性の約14人に1人は無理やりに性交等をされた経験がある。



社会全体における男女の地位の平等感



(1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の「集中強化期間」の最終年度である令和4年度に向けて、以下のような取組を強化

○性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ワンストップ支援センターにおける相談員の処遇改善
- ・生命（いのち）の安全教育の令和5年度全国展開に向けた取組
- ・教育・保育施設等や子供が活動する場において、行政機関の保有情報の集約・活用により、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進める
- ・インターネット上の性的な暴力に対し、民間ネットパトロールとも連携し速やかに削除要請、児童ポルノ等の根絶

○配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・配偶者暴力防止法の見直しに向けた検討
- ・加害者プログラムの基礎的なガイドラインを令和3年度内に策定

(2) 女性の生理と妊娠等に関する健康

- ・不妊治療への保険適用を令和4年度当初から実施
- ・「不妊予防支援パッケージ」（仮称）を早急に策定
- ・児童生徒を始め誰もが生理などの体の悩みを気兼ねなく産婦人科等に相談できる環境の整備

- ・フェムテック製品・サービスの利活用を促す仕組み作りを令和3年度から支援
- ・緊急避妊薬を処方箋なしに薬局で適切に利用できるようにすることについて、令和3年度中に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」で検討を開始し、国内外の状況等を踏まえ検討を進める

(3) スポーツ分野における男女共同参画

- ・スポーツ推薦入試などの際、合理的理由がある場合を除き、性別等の属性を理由として一律に取扱いの差異を設けないよう促す
- ・女性競技者に対する男性指導者等からのセクハラ・性犯罪防止
- ・性的意図を持つ写真・動画の撮影・流布によるハラスメントの防止

(4) 男女ともに仕事と子育て等を両立できる環境の整備

- ・いわゆる「取るだけ育休」とならないよう両親学級等の機会の確保
- ・仕事と子育て等の両立を阻害する身近な慣行への対応
- ・選択的週休3日制を導入しやすい環境整備

(5) ジェンダー平等に関する社会全体の機運の醸成

- ・東京2020大会におけるジェンダー平等のムーブメントを継承し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を強化

(6) 女性の直面する困難への対応と各種制度の整備等

ジェンダー不平等の悪循環（イメージ）

意識

(例)

- ・ 固定的役割分担意識
- ・ 無意識の思い込み
(アンコンシャス・バイアス)

慣行

(例)

- ・ 非正規雇用者をめぐる問題
- ・ 長時間労働
- ・ 企業の配偶者手当

制度

(例)

- ・ 民法（夫婦同氏）
- ・ 税・社会保障制度（配偶者控除・第3号被保険者制度）

3要素が相互に強化しあい、ますますジェンダー不平等に

令和3年度 性別による無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)に関する調査結果(概要)

対象・項目設計

【対象】全国男女20-60代 10,330人(男性5,069人 女性5,165人 その他96人)

【項目設計】本調査の設計にあたり事前調査を実施した。性別に基づく役割や思い込みを決めつけられた経験などの具体事例を自由回答で聴取し、整理・分類のうえ、本調査の測定項目とした。

1 性別役割意識(全体)

- 性別役割について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」の4段階で聞いたところ、男女共に上位2項目は「そう思う」「どちらかといえばそう思う」の合計が5割前後の高い割合となった。
- 男女差が大きく開いたのは「男性は～べきだ」という項目であるが、その他の項目についても全体的に男性が高い割合となった。

性別役割に対する考え

(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の合計)

男女両方で上位10位に入っている項目

男性 上位10項目	回答者数：5069	(%)
1 女性には女性らしい感性があるものだ		51.6
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		50.3
3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		37.3
4 女性は感情的になりやすい		35.6
5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		31.8
6 男性は人前で泣くべきではない		31.0
7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ		30.3
8 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		29.8
9 家事・育児は女性がすべきだ		29.5
10 家を継ぐのは男性であるべきだ		26.0

女性 上位10項目	回答者数：5165	(%)
1 女性には女性らしい感性があるものだ		47.7
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ		47.1
3 女性は感情的になりやすい		36.6
4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない		30.7
5 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先すべきだ		23.8
6 共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ		23.2
7 家事・育児は女性がすべきだ		22.9
8 組織のリーダーは男性の方が向いている		22.4
8 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい		22.4
10 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ		22.1

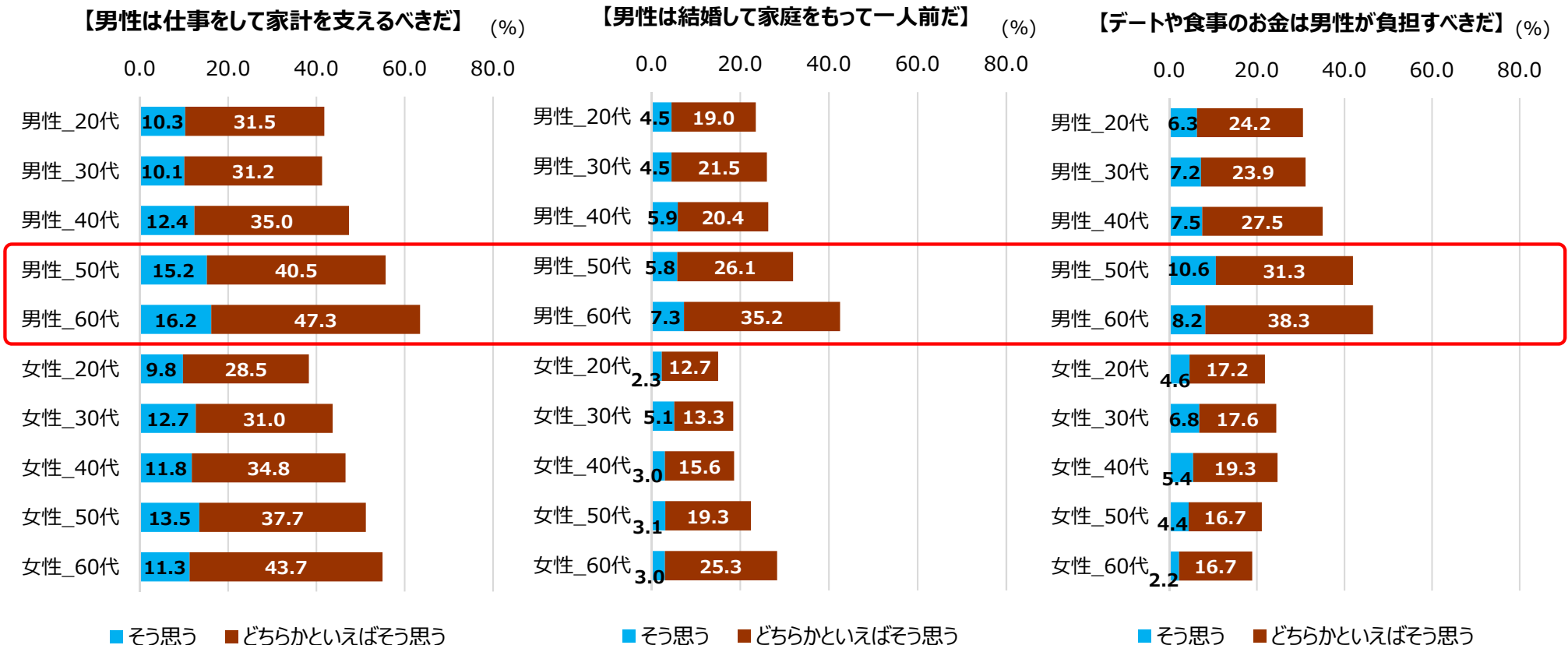
異性に対する思い込みだけでなく、男性・女性自身も無意識のうちに自身で(異性より)強く思い込んでいることもある。

性別役割意識①<性・年代別・家庭・職場>

- 男性50-60代で、性別役割意識（「そう思う」傾向）が強い。
- 「デートや食事のお金は男性が負担すべきだ」は、女性全体でも20%前後しかそう思っていない。
- 「男性は仕事をして家計を支えるべきだ」は、女性でも年代が高いほど性別役割意識（「そう思う」傾向）が強い。

▶性・年代間で「そう思う」の割合が10ポイント以上差がある項目をピックアップしたのが下図。

性別役割意識<性・年代別>

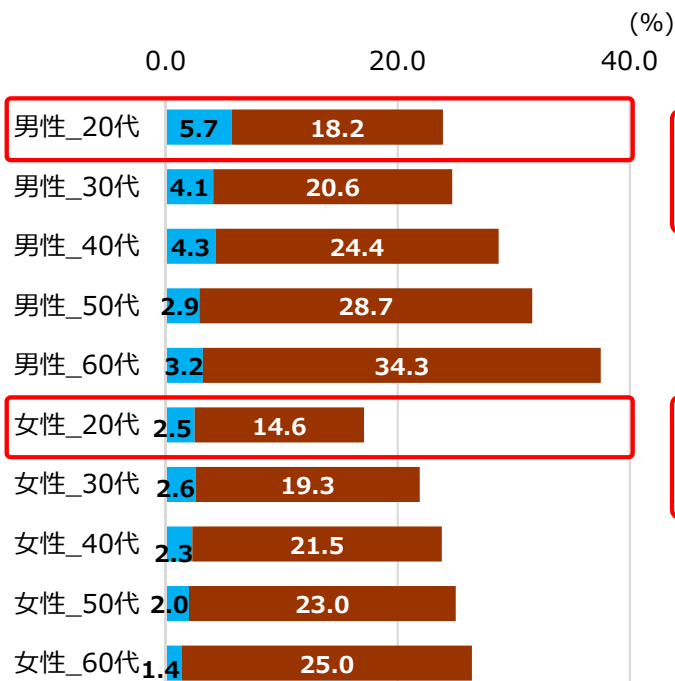


性別役割意識②＜性・年代別・家庭・職場＞

- 20-30代の男女間で、「共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ」という性別役割意識（「そう思う」傾向）にギャップがある。
- 「家事・育児は女性がするべきだ」も、20代の男女間で約7ポイントの差がみられる。
- 夫婦の役割分担に関する項目は、女性でも年代が高くなるほど性別役割意識（「そう思う」傾向）が強くなる。

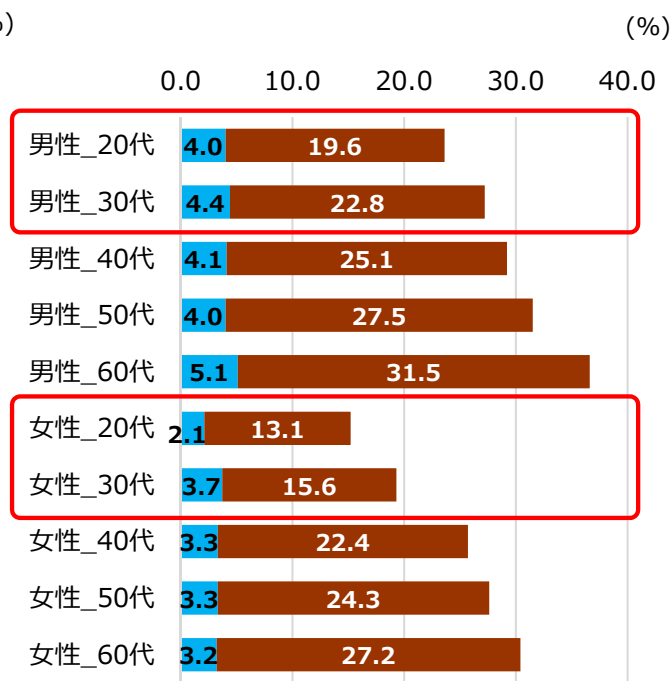
性別役割意識＜性・年代別＞

【家事・育児は女性がするべきだ】



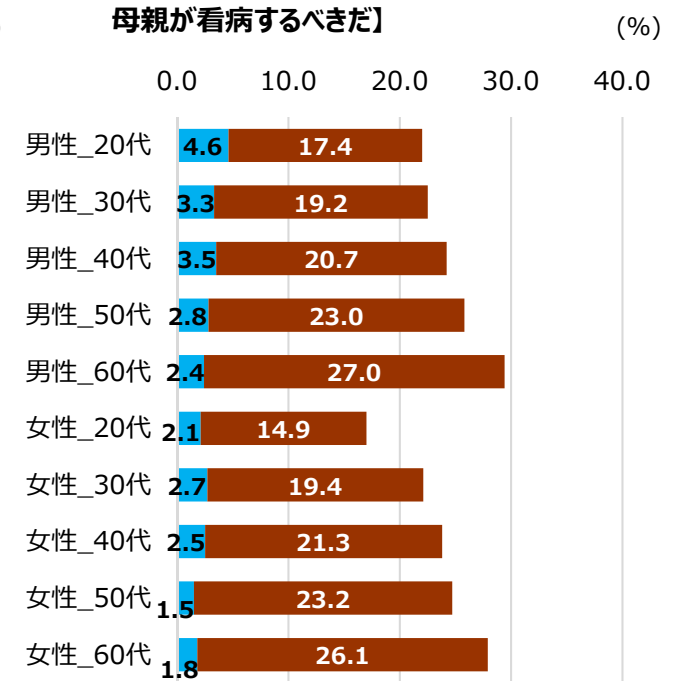
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う

【共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ】



■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う

【共働きで子どもの具合が悪くなった時、母親が看病するべきだ】



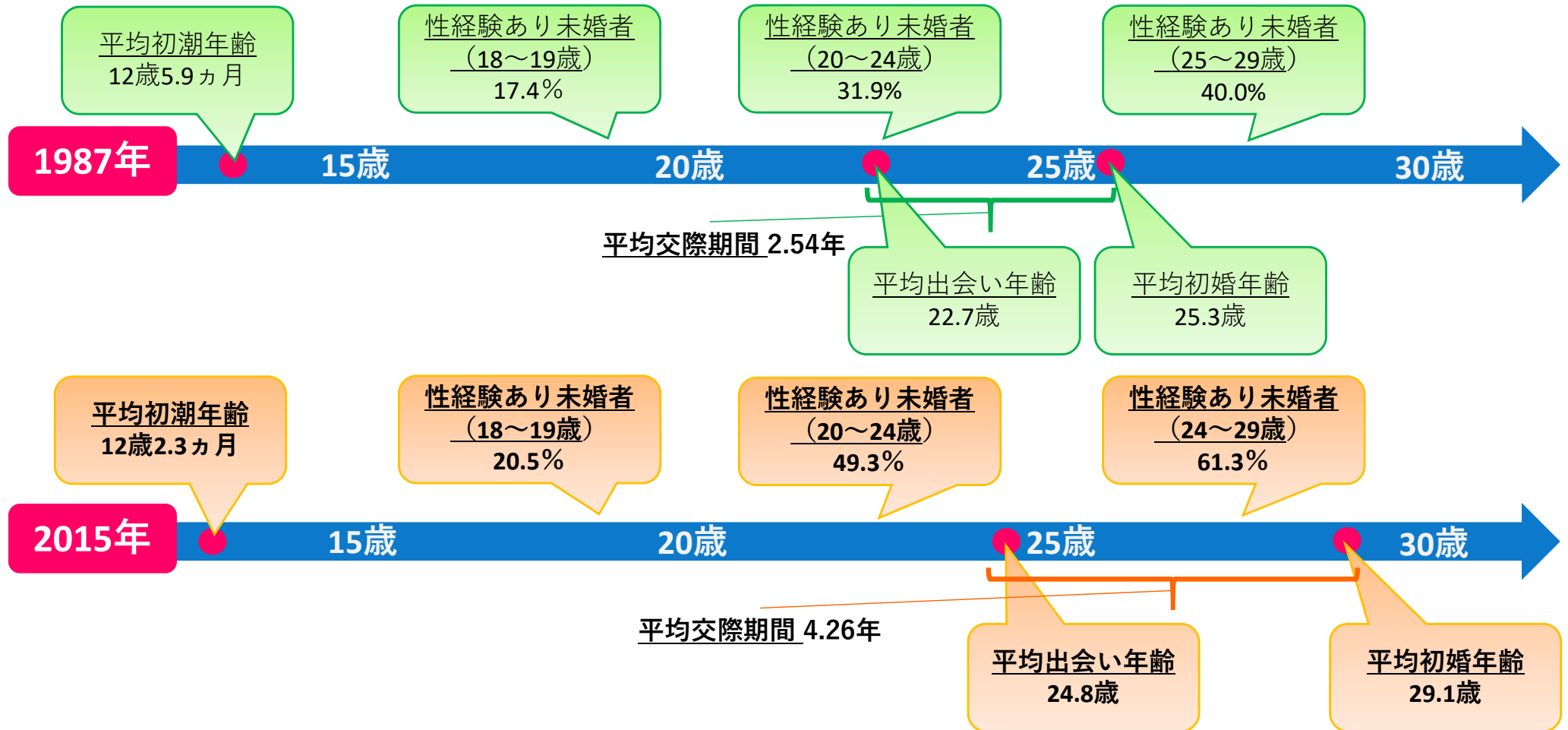
■ そう思う ■ どちらかといえばそう思う

諸外国にはあるが、日本にはないと指摘されているもの（例）

日本	海外
<p>選択的夫婦別姓（選択的夫婦別氏）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本では、民法において、夫婦は婚姻の際にどちらか一方の姓を選ばなければならないこととされている（夫婦同氏制）。 ➤ 我が国では、約96%の女性が結婚に伴い氏を変更している。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 夫婦同氏を法律で義務付けている国は、日本以外に見当たらない。
<p>性的同意</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本では、「同意がない」だけでは強制性交等罪は成立しない。 ➤ 強制性交等罪が成立するためには、「暴行・脅迫」若しくは「心神喪失」「抗拒不能」の要件が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 米国（州ごとに異なる）、英国、ドイツ、スウェーデンなどで、同意がないことのみを要件として性犯罪として成立する。 ➤ 「ノー」を示すか否かを基準とする国が多いが、スウェーデンでは、「イエス」がなければならない。
<p>性交同意年齢</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本では、刑法において、13歳以上となっており、下限年齢が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ フランス15歳、英国・カナダ・韓国16歳、米国（州ごとに異なり、例えばニューヨーク州17歳、カリフォルニア州18歳）である。
<p>緊急避妊薬を処方箋なしで購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 性交後72時間以内に服用する必要。 ➤ 日本では、医師の診察を受けた上で処方される。（購入には、医師の処方箋が必要） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 欧州、アジアなど世界86か国で処方箋なしで購入可能である。米国、カナダ、フランスなど：OTC（薬局で自ら選んで購入できる）英国、ドイツ、イタリアなど：BTC（BPC）（薬剤師が直接管理保管し、販売時には薬剤師によるコンサルティングを要する）
<p>経口中絶薬</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本では、経口中絶薬として承認された医薬品はない。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 経口中絶薬は、米国、英国、スウェーデン、オーストラリアなど60か国以上で認可されている。
<p>子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 日本のワクチン接種率は1%前後。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 英国やオーストラリアでは接種率は約80%。

10代・20代女性のライフイベント年齢

- 現代の女性は、出会いから結婚までの交際期間が長くなり、性経験がある未婚者の割合も高くなっている。このような状況の中で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点がますます重要になっている。



(出典) ● 平均初潮年齢：大阪大学大学院人間科学研究科・比較発達心理学研究室「第12回全国初潮調査結果」より内閣府男女共同参画局作成。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2011年調査結果をそれぞれ記載。
 ● 性経験のある未婚者：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 設問 「あなたはこれまでに異性と性交渉をもったことがありますか。」（1. ある、2. ない）。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。
 ● 平均出会い年齢/平均初婚年齢/平均交際期間：国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査」より内閣府男女共同参画局作成。
 注：対象は各調査時点より過去5年間に結婚した初婚どうしの夫婦（結婚の過程が不詳の夫婦を除く）。各平均年齢は月齢をもとに算出している。
 備考：1987年の数値は1987年調査結果、2015年の数値は2015年調査結果をそれぞれ記載。

計画実行・監視専門調査会について

計画実行・監視専門調査会

(内閣府男女共同参画局HPより)

令和2年12月に閣議決定した第5次男女共同参画基本計画（5次計画）に基づく各府省の取組を強力に進めるため、

- ・5次計画の実行の監視
- ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針」の調査審議
- ・集中的に議論すべき課題についての調査審議
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査審議を行う。

[委員名簿 \[PDF形式:108KB\]](#)

事前にHPから御登録いただければ、
オンライン（Zoom）で全国から傍聴可能

回	開催月日	会議概要	出席府省（幹部）	議事録
第5回	令和3年10月26日	議事次第・配布資料 (1)科学技術分野における女性の活躍促進について (2)日英EPA等におけるジェンダーに関する議論について	内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局） 文部科学省	
第4回	令和3年10月20日	議事次第・配布資料 (1)女性の生理と妊娠等に関する健康について (2)OECD閣僚理事会のジェンダーに関する議論について	文部科学省 厚生労働省 経済産業省	
第3回	令和3年9月30日	議事次第・配布資料 (1)アンコンシャス・バイアスに関する調査結果と今後の取組について (2)旧姓の通称使用の拡大の現状と課題 (3)APEC「女性と経済フォーラム」 (4)女子差別撤廃条約実施状況第9回報告	-	[HTML形式] [PDF形式:636KB]
第2回	令和3年9月21日	議事次第・配布資料 (1)女性活躍・男女共同参画の現状と課題 (2)人生100年時代の結婚と家族をめぐる状況 (3)コロナ下の女性への影響 (4)G20女性活躍担当大臣会合におけるSTEM分野・女性デジタル人材に関する議論 (5)今後の専門調査会の進め方について	-	[HTML形式] [PDF形式:644KB]
第1回	令和3年5月12日	議事次第・配布資料 「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」について	-	[HTML形式] [PDF形式:682KB]

来年春に策定する重点方針2022に向けて、年末まで月2回を目途に以下の議題について開催を予定。

関係府省の幹部も討議に参画。

- | | | |
|-----------------------------|---|------------------------------|
| (1) 賃金格差も含めた経済的格差 | (6) 科学技術分野における女性活躍 【10/26】 | (11) 女性の生理と妊娠等に関する健康 【10/20】 |
| (2) クオータ制を含む積極的改善措置 | (7) 仕事と子育ての両立を阻害する慣行 | (12) 立法・司法・行政におけるジェンダーバイアス |
| (3) 女性の視点も踏まえた税制や
社会保障制度 | (8) アンコンシャス・バイアス 【9/30】 | (13) 企業活動に関する国際的な枠組み |
| (4) コロナの影響の継続的把握 | (9) ジェンダー統計の推進と活用 | |
| (5) 公共調達の活用による女性活躍 | (10) 旧姓の通称使用の拡大やその周知 【9/30】
夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方の更なる検討 | |